

1. 背景・目的

近年、反社会的勢力の資金活動が巧妙化、潜在化し、企業の取引関係の中に浸透してきている事例が散見されています。取引関係にある会社相互が反社会的勢力と関係がないことを表明保証することにより、様々な法律、政令、規範を遵守した健全な取引関係にあることを確認するとともに、万一、違反があった場合には、取引関係を見直す事を担保しているというを確認する目的としています。

2. 「反社会的勢力」とは、下記のような要件に該当するものを言います。

- ① 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体
- ② 前号記載の暴力団およびその関係団体の構成員
- ③ 「総会屋」「社会運動標榜ゴロ」「政治活動標榜ゴロ」「特殊知能暴力集団」などの団体または個人
- ④ 前各号のほか、暴力、威力、脅迫的言辞および詐欺的手法などを用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体、または個人。
- ⑤ 前各号の団体、構成員または個人と関係を有することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体、または個人。

3. 取引関係にある会社相互は、互いに下記の事を表明し、保証する。

- ① 自らが反社会的勢力でないこと、また過去にもないこと。
- ② 反社会的勢力を利用しないこと。
- ③ 取締役、執行役、および経営に関与する者、財務および事業の方針を決定する者が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と交際がないこと。

4. 取引関係にある会社相互は、上記の規定に違反した場合、催告その他の手続きを経ずに、直ちに全ての契約、または一部を解除することができる。